

香南幼・保一体化施設整備基本構想（案）

1 幼保一体化の目的

学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所が連携して、幼保一体化施設において、教育・保育を一体的に行い、保護者の多様な保育ニーズに応えとともに、就学前教育の充実を図る。

2 幼保一体化の基本理念

「地域の子どもを同じく保育・教育する」という認識の下、すべての乳幼児に養護と教育を保障するため、幼稚園・保育所双方の機能を生かし、より弾力的に運営する。

〈子どもが育つための支援〉

- ・ 保護者と地域、保育者が手を携え、子どもの健全な心身の発達を支える。

〈保護者が育つための支援〉

- ・ 子育ての大切さを認め合い、子どもと子育て家庭を支援する。

〈地域が育つための支援〉

- ・ 地域に開かれた子育て支援を目指し、保護者や地域の学校、施設、人との連携を図り、子どもの健全な育ちを支援するネットワークの拠点となる。

3 総合計画の位置づけ

第5次高松市総合計画におけるまちづくり戦略計画の重点取組事業として、幼稚園園舎および公立保育所施設整備事業を掲げている。この事業は、子どもが健やかに育つ良好な教育・保育環境をつくるため、市立幼稚園および保育所の施設整備を行うもので、香南幼稚園と香南保育所を合築するものである。

4 幼保一体化施設整備に至った背景

幼稚園と保育所の一体化については、平成18年10月に幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ「認定こども園」制度の法律が施行された。

本市では、16年8月に庁内組織として、「高松市立幼稚園・保育所一体化検討会」を設置し、検討しているほか、17年度に、合併前の牟礼町において、はらこどもセンターが、国の幼・保総合施設モデル事業実施園として指定を受けている。

また、18年度に、市議会教育民生常任委員会（所管事務調査）において、小学校教育への継続に向けた就学前教育の取組みを考える上で、幼保連携研究は今後とも継続して行い、地域の人口規模や、同一敷地内あるいは隣接・近接に配置されているなどの立地条件にも考慮した指定

を検討することとされている。

幼保連携については、13年度から幼稚園教諭と保育士との合同研修会や、幼稚園児と保育所児童の交流活動など研究に取り組んでおり、17年度から3年間、下笠居幼稚園と下笠居中央保育所を研究指定園とするとともに、19年度から隣接立地している香南幼稚園と香南保育所について指定している。

香南幼稚園と香南保育所は、現在の立地条件、施設の老朽化、耐震状況など施設の状況等を勘案し、香南地区地域審議会等の意見を踏まえ、整備を検討したものである。

5 一体化施設の整備により期待される効果と配慮点

| | 期待される効果 | 配慮点 |
|---------|---|---|
| 施設・整備関係 | <ul style="list-style-type: none"> ① 発達にあわせた園庭整備を行い、幼児期の体力づくりにふさわしい環境を確保することができる ② 図書室、オープンスペースなどの整備により、幼児の生活環境が豊かになる。 | |
| 運営面 | <ul style="list-style-type: none"> ① 保護者の就労形態等にかかわらず、就学前の子どもに共通した幼児教育、保育の機会を提供することができる。 ② 地域の就学前児童(幼児)に対する保育ニーズも踏まえ、同一施設内で、新たなサービス提供の枠組みを提示することができる。 ③ 地域の子育て家庭に対して必要な助言、支援を充実することができる。 ④ 幼稚園児と保育所児が、互いに異年齢交流ができるとともに、小学校への滑らかな連続を図ることができる。 ⑤ 保護者の就労などの理由により、幼稚園・保育所間での入退園(所)する場合、同一施設内で転籍になり、保護者・子どもの不安が軽減される。 ⑥ 幼稚園・保育所双方の特色を知ることによって、幼保の職員の幼児観、発達観、保育観が広がり、保育の質を高めていくことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 幼保が一体的な教育、保育を行う上で、子どもの生活のリズムに合った活動形態の実施方法について配慮する。 ② 幼保の保護者で行事への取り組みや他の保護者との連携に対する意識の違いが見られる。それぞれの背景の違いを受け止め、幼児教育、保育に対する理解促進を図っていく。 ③ 幼保の職員が合同保育を推進するために、互いにクラス運営や子どもの理解などを含め、日々の話し合いの時間の確保など研修体制を確立するとともに、幼保の職員同士のコミュニケーションを積極的に図る。(正規・非常勤も含めて) ④ 供用開始までに、合同保育の推進のため、共通のカリキュラム編成を行うとともに、幼保の職員間の相互理解に向けて、交流研修、人事交流等を行う。 ⑤ 運営面で、所管が二元化されるので、勤務条件や職員配置などについての検討を行う。 |

6 幼保一体化施設整備に向けてのスケジュール

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 基本構想 | 基本設計 | 実施設計 | 施設整備 | 供用開始 |

7 各施設の現状

- 入園幼児・入所児童数の推移

単位 人 () は定員

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 幼稚園 | 50 (105) | 52 (105) | 89 (140) | 95 (140) | 93 (140) |
| 保育所 | 197 (235) | 184 (235) | 153 (235) | 159 (160) | 153 (160) |

※ 幼稚園については、5月1日現在、保育所については、年間平均（20年度分は6月までの平均）また、幼稚園は平成18年度から3歳児の受入れを開始。

- 教・職員数 平成20年4月1日現在 (内、非常勤嘱託)

幼稚園 園長1人、教諭2人、講師3人、代替講師1人 計7人

保育所 所長1人、保育士18人(10人)、調理員3人(1人) 計22人

- 通常の教育・保育以外の内容

幼稚園 特別支援教育・地域に開かれた幼稚園づくり推進事業

保育所 延長保育・地域子育て推進事業・在宅障害児ふれあい事業・保育体験事業・障害児保育

- 施設の状況（平成20年4月1日現在）

幼稚園 鉄骨ブロック造平家建（園舎棟）・軽量鉄骨造平屋建（図書室棟、保育室および倉庫棟）

| 敷地面積 | 建物延べ面積 | | 建設年度 | 経過年数 | 大規模修繕工事等の状況 |
|----------------------|--------------------|--------------------------------|------|------|--|
| 2,789 m ² | 549 m ² | 園舎棟 466 m ² | 昭和45 | 38年 | 昭和50年一部増築 69 m ² 昭和57年一部増築 11 m ² |
| | | 保育室および倉庫棟 63 m ² | 平成17 | 3年 | |
| | | 図書室棟 20 m ² | 平成17 | 3年 | |

園庭 1か所

保育所 鉄骨ブロック造平家建（本館棟，西棟）

| 敷地面積 | 建物延べ面積 | | 建設年度 | 経過年数 | 大規模修繕工事等の状況 |
|----------------------|------------------------------|---------------------------|------|------|---|
| 5,617 m ² | 1,320 m ² 倉庫含む | 本館棟 888 m ² | 昭和46 | 37年 | 南棟 平成7年度 北棟 平成8年度 管理棟 平成9年度 乳児室改築 平成15年度 |
| | | 西棟 185 m ² | 昭和50 | 33年 | 平成9年度 |
| | フ゜レハフ゜ 154 m ² | 平成17 | 3年 | | |

園庭 3か所 年齢区分に応じた園庭あり

8 一体化施設の運営と特性

- 一体化施設での子育て支援，提供サービス内容

| 区 分 | | | 子育て支援内容 | |
|-------------|--------|-----------------|--|-----------------------|
| | | | 既 存 | 新 規 |
| 幼 稚 園 | 幼稚園児 | 3～5歳児 | 特別支援教育 | 継続実施 |
| | 未就園児 | | 地域に開かれた幼稚園づくり 推進事業（園庭開放，教育相 談，保育体験） | 継続実施 |
| 保 育 所 | 保育所児 | 保育に欠ける 0～5歳児 | ・延長保育 ・乳児保育 ・障害児保育 | 継続実施 |
| | 在宅家庭児童 | 在宅 | 地域子育て支援事業 → 〔 ・地域子育て推進事業 ・在宅障害児ふれあい事業 〕 ・保育体験事業 | ・地域子育て支援拠点事業 ・一時保育 |

※保育所の一時保育は在宅児を対象

- 一体化施設での体制
所管は、幼稚園部分は教育委員会、保育所部分は健康福祉部とし、供用施設の維持管理は別途負担割合を調整する。なお、遊戯室および園庭は幼保で共有する。
- 合同保育の内容、デイリープログラム、年齢ごとの保育・教育内容
保育水準向上のため、幼保間での研修を実施しながら、合同保育やデイリープログラムなどについて検討するが、幼稚園・保育所の特質を踏まえた、保育・教育内容を行なう。
- 料金設定
幼稚園、保育所それぞれの料金制度を適用する。
- 職員配置
 - ・ 教諭、保育士には併任辞令を交付し、合同保育にあたる。
 - ・ 職員資格については、保育士資格、幼稚園教諭免許の併有が望ましい。
 - ・ 保育所の保育士も幼稚園教員免許の更新を行なう。
- 給食
施設内で調理し、0～5歳児全員の給食を実施する。

9 一体化施設整備概要と特性

- 幼稚園と保育所の定員
この5年間、香南町地区の就学前児童数に大きな変動はなく、現定員を継続する。
幼稚園 140人（35人×4保育室）
保育所 160人

〈参考〉就学前児童数の推移（4月1日現在住基人口） 単位 人

| 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|------|------|------|------|
| 417 | 393 | 377 | 379 | 385 |

- 建設場所
現在地において建て替えとする。
- 施設の内容
別紙1のとおり

屋内施設（ユニバーサルデザインに配慮する）

■:新規分

| | 幼稚園部門 | | 保育所部門 | | 共用部門 | | 用途・機能 |
|-----------|------------|----|-------|----|------|----|---|
| | 現況 | 計画 | 現況 | 計画 | 現況 | 計画 | |
| 保育室 | 4 | 4 | 9 | 8 | 0 | 0 | |
| 乳児室 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 乳児（0歳児）が過ごす部屋。 |
| ほふく室 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 乳児がほふくする部屋。 |
| 保健室 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 遊戯室 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、日常的な異年齢交流、合同保育、協同的な遊びの拠点。 付属倉庫も。 |
| 多目的室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | P T A活動、地域住民・小中学生・ボランティアの交流のための空間、研修室・応接室等としても使用。 |
| オープンスペース | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 幼保の幼児の交流、異年齢交流等を促し、親子の交流の場としても活用。 |
| 一時保育保育室 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 在宅子育て家庭の、保護者の一時的・緊急的な理由により保育が必要になった子どもを預かり保育する場所。 |
| 子育て支援センター | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 在宅子育て家庭の支援を目的とし、参加した親子のふれあいあそびや互いの交流等を促進したり、育児相談を受けたりする子育て支援の場。 |
| 調理室 | 1 (配膳室) | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 図書室 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 職員室 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| トイレ | 2 | 2 | 6 | 6 | 0 | 0 | 排泄の失敗の際、清拭をする場所と設備も含む。 |
| 大人用トイレ | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | |
| 更衣室（休憩室） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 教材庫 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |

屋外施設

| | | | | | | | |
|----------------|----|---|----|-------------|---|----|------------|
| 屋外遊戯場 (運動場) | 1 | 0 | 1 | 1 (未満児用) | 0 | 1 | |
| トイレ | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| プール | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| 手洗い、足洗い設備 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 2 | |
| 遊具 | 1式 | 0 | 3式 | 0 | 0 | 2式 | 未満児用、以上児用。 |
| 砂場 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | |
| 倉庫 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | |
| 駐車場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |

※ 保育所最低基準

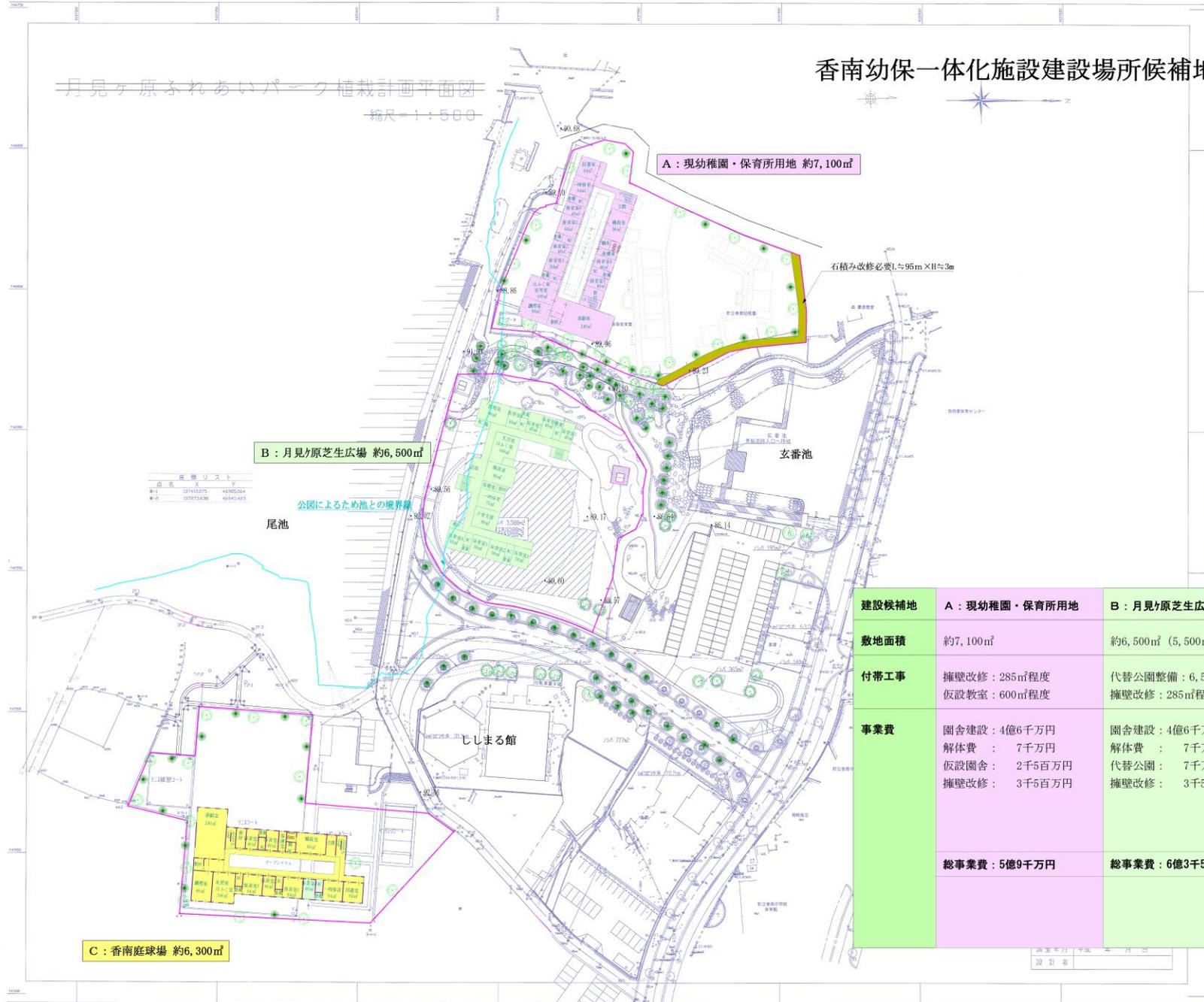
| | | | |
|--------|-----------|----------|----------|
| 最低必要面積 | 乳児室 | 乳幼児1人につき | 1. 65㎡以上 |
| | ほふく室 | 乳幼児1人につき | 3. 3㎡以上 |
| | 保育室または遊戯室 | 幼児1人につき | 1. 98㎡以上 |
| | 屋外遊戯場 | 幼児1人につき | 3. 3㎡以上 |

※ 幼稚園設置基準

| | | |
|--------|-------|----------------------|
| 園舎の面積 | 2学級以上 | 320+100(学級数-2)平方メートル |
| 運動場の面積 | 3学級以上 | 400+80×(学級数-3)平方メートル |

香南幼保一体化施設建設場所候補地（案）

月見ヶ原ふれあいパーク植栽計画平面図
縮尺 1:500



A : 現幼稚園・保育所用地 約7,100㎡

B : 月見ヶ原芝生広場 約6,500㎡

C : 香南庭球場 約6,300㎡

| 建設候補地 | A : 現幼稚園・保育所用地 | B : 月見ヶ原芝生広場 | C : 現香南庭球場 |
|-------|---|---|--|
| 敷地面積 | 約7,100㎡ | 約6,500㎡ (5,500㎡) | 約6,300㎡ |
| 付帯工事 | 擁壁改修 : 285㎡程度 仮設教室 : 600㎡程度 | 代替公園整備 : 6,500㎡程度 擁壁改修 : 285㎡程度 | 代替テニスコート整備 : 6,000㎡程度 擁壁改修 : 285㎡程度 |
| 事業費 | 園舎建設 : 4億6千万円 解体費 : 7千万円 仮設園舎 : 2千5百万円 擁壁改修 : 3千5百万円 | 園舎建設 : 4億6千万円 解体費 : 7千万円 代替公園 : 7千万円 擁壁改修 : 3千5百万円 | 園舎建設 : 4億6千万円 解体費 : 7千万円 擁壁改修 : 3千5百万円 代替テニスコート : 8千万円 照明設備 : 1千2百万円 防球ネット : 1千2百万円 管理棟建設 : 4千5百万円 |
| 総事業費 | 5億9千万円 | 6億3千5百万円 | 7億1千1百万円 |
| | | | 管理棟解体 : 1千万円 国庫返還金 : 3千万円 総事業費 : 7億5千1百万円 |

調査年月 平成 年 月 日
設計者